

令和4年9月16日

産業建設常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会産業建設常任委員会会議録

令和4年9月16日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

阿部眞喜委員長

浅野敏江副委員長

西村勝男委員

香取嗣雄委員

山本進委員

伊勢由典委員

出席議長団（1名）

阿部かほる議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤光樹	副市長	佐藤靖
技監	鈴木昌寿	産業建設部長	星和彦
上下水道部長	荒井敏明	産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長	鈴木良夫
上下水道部次長 兼上水道課長	星潤一	産業建設部 水産振興課長	鈴木陸奥男
産業建設部 商工観光課長	横田陽子	産業建設部 土木課長	鈴木英仁
上下水道部 業務課長	渡辺敏弘	上下水道部 下水道課長	佐藤寛之
産業建設部 水産振興課課長補佐	郷古勝浩		

事務局出席職員氏名

事務局長	相澤和広	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	工藤聡美	議事調査係主査	梅森佑介

会議に付した事件

議案第 5 3 号 塩竈市手数料条例の一部を改正する条例

議案第 5 4 号 塩竈市営住宅条例及び塩竈市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例

議案第 5 5 号 塩竈市建築基準条例の一部を改正する条例

議案第 5 7 号 令和 4 年度塩竈市一般会計補正予算

午前10時00分 開会

○阿部（眞）委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。

さらに、議場の扉を開放するなどの感染症対策を行いますので、委員の皆様におかれましても、感染症対策の徹底にご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

本日の審査の議題は、議案第53号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」、議案第54号「塩竈市営住宅条例及び塩竈市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例」、議案第55号「塩竈市建築基準条例の一部を改正する条例」、議案第57号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」の4件であります。

これより議事に入ります。

議案第53号ないし第55号及び第57号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

産業建設常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」など、計4か件であります。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長のほうからご説明させますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 鈴木まちづくり・建築課長。

○鈴木産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 それでは、まちづくり・建築課から、議案第53号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」について、ご説明させていただきます。

資料番号4、市議会定例会議案の9ページに議案の内容をお示ししてございますが、説明の都合上、議案資料を用いてご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、資料番号19、議案資料の14ページをお開き願います。

塩竈市手数料条例の一部改正についてとなります。

まず、1の概要でございますが、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴いまして、対象となる住宅に係る認定審査手数料を追加しようとするものであります。

法改正の概要につきましては、2に記載しておるとおりでございまして、従来、新築、増改築といった建築行為のタイミングで、米印の1としてお示ししております、長期優良住宅維持保全計画を整備することにより、長期優良住宅の認定を受けることが可能でありましたが、今回の改正によりまして、既存の優良な住宅が基準を満たしている場合には、維持保全計画の整備のみをもって認定を受けることが可能となります。

これを踏まえました3、条例改正の内容でございまして、①現行の手数料に下の②の内容を追加するものであり、米印2としております検査機関等が発行する確認書の有無によりまして、確認書の添付がある場合には1万6,200円、添付がない場合には6万1,000円を頂くこととしており、これらの額は、県及び県内特定行政庁で同一の金額となっております。

4の施行日につきましては、法改正の施行日と同日の10月1日としております。

なお、同じ資料の9ページから13ページには、本件条例に係ります新旧対照表をお示ししておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

続きまして、議案第54号「塩竈市営住宅条例及び塩竈市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

こちらにも議案資料に議案内容をお示ししてございまして、資料番号19、議案資料の20ページをお開き願います。

1の概要でございまして、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、以下、特優賃法とさせていただきますが、特優賃法施行規則の一部改正に伴いまして、関係する条例に所要の改正を行おうとするものであります。

条例改正の概要につきましては、2に記載のとおりでございまして、近年におけます家族の多様化を踏まえまして、住宅への入居資格たる同居親族の定義に、里親制度による里子が加えられました。

これを踏まえました3、条例改正の内容でございまして、本市の公営住宅のうち、同居親族があることを入居資格としておりますのは、特優賃法に基づきますサンコーポラス新清水沢住宅のほか、公営住宅法に基づきます大日向市営住宅に併設の生活援助員特定公共賃貸住宅となっておりますが、特例を除きまして同居親族があることを入居の要件としておりますその他の市営住宅にも影響が及びますことから、塩竈市営住宅条例並びに塩竈市地域優良賃貸住宅条例に関し、所要の改正を行うものとなります。

4の施行日でございまして、こちらは公布の日としておりまして、次回の入居募集から改正

内容を反映してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、同じ資料の15ページから19ページ、こちらに本条例に係ります新旧対照表をお示ししておりますので、後ほどご確認願います。

続きまして、議案第55号「塩竈市建築基準条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

資料は、資料番号4、市議会定例会議案の14ページをお開き願います。

本条例の提案の理由でございますが、建築基準法が改正されまして、仮設建築物に対する制限の緩和を規定いたしました建築基準法第85条に、近年、頻発いたしております大規模災害等を踏まえた仮設建築物の存続期間延長に係る規定が追加されたことに伴い、参照する条例にずれが生じることとなりますので、所要の改正を行おうとするものでございます。

施行日につきましては、附則に記載しておりますとおり公布の日としております。

なお、資料番号19、議案資料の21ページ、22ページに、本件条例に係る新旧対照表をお示しておりますので、後ほどご確認願います。

まちづくり・建築課からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 次に、議案第57号「令和4年度一般会計補正予算」につきまして、商工観光課に係る予算について、2件ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料番号17、18、19をご用意願います。

初めに、資料番号19、議案資料41ページをお開きください。

海岸通1番地団地の災害復旧について、ご説明いたします。

1の概要ですが、今年3月16日に発生した福島県沖地震により被害を受けた塩竈海岸通1番地団地共用部分について、復旧工事を行おうとするものです。

2の主な被害状況並びに3の事業概要です。塩竈市中央公共駐車場付近及び子育て支援施設において、インターロッキングの沈下・破損等が発生しておりますので、撤去復旧等修繕工事を行うものです。商工観光課が所管する塩竈中央公共駐車場部分につきまして、ご審議をお願いいたします。修繕負担割合は、専有面積により案分し、全体の40.3%が塩竈中央公共駐車場分の負担となります。

4の事業費及び財源内訳ですが、事業費は公共駐車場負担分として120万4,000円で、財源は

単独災害復旧債及び一般財源となります。

5の今後の予定につきましては、補正予算をお認めいただいた後、海岸通1番地団地管理組合総会を経て、年内の工事完了を予定しております。

次に、補正予算について、ご説明いたします。

説明の都合上、歳出予算からご説明いたします。

資料番号18、補正予算説明書の17、18ページをお開きください。

第11款災害復旧費第5項その他公共施設・公用施設災害復旧費第1目公共施設・公用施設災害復旧費の第18節負担金補助及び交付金に120万4,000円を、海岸通1番地区修繕負担金として計上しております。

続いて、財源となる歳入について、ご説明いたします。

同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

第22款市債第1項市債第10目災害復旧費の第2節単独災害復旧債130万円のうち、120万円を計上しております。

次に、地方債補正について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料番号17、補正予算書の4ページをお開きください。

第3表地方債補正、1、変更として、単独災害復旧債の限度額2億1,340万円に130万円を増額し、2億1,470万円に補正するものです。130万円の増額のうち120万円が商工観光課所管分となります。

海岸通1番地団地の災害復旧についての説明は以上です。

次に、割増商品券事業について、ご説明いたします。

恐れ入ります、資料番号19の議案資料45ページをお開きください。

割増商品券事業第5弾についてをご覧ください。

1の概要ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化、その他社会情勢の変化による物価の高騰等、消費者並びに事業者を取り巻く環境は、厳しい状況が続いております。このような中、年末年始の資金需要に対応した消費喚起促進の一助として、10割増商品券事業第5弾を実施するものです。

2の事業概要です。(1)商品券の概要ですが、発行冊数は、前回同様最大1万8,000部で、1世帯1冊、販売価格は5,000円です。商品券の割増し額は計9,000万円、商品券総額として1億8,000万円分となります。

(2)の使用期間です。短期間の消費が事業者支援につながると考えますことから、12月から2月までの3か月間としたいと考えております。

取扱店につきましては、記載のとおりでございます。

(4)の実施方法ですが、事業内容につきまして委託契約を行い、以降、前回同様に全世帯に案内を配布し、購入を希望する世帯が、希望の引換え場所で1冊購入できる形を取りたいと考えております。

3の事業費及び財源内訳です。事業費は1億550万4,000円で、財源は、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となります。

4の今後の予定でございます。補正予算をお認めいただいた後、委託業務の入札、契約を行った後、取扱店の募集や商品券等の作成を行い、併せて事前申込み用紙の発送を行います。11月中に申込み受付を開始し、順次引換券を発送、12月初旬頃から販売開始といたしたいと思っております。

次に、事業に係る補正予算につきまして、ご説明いたします。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

恐れ入ります、資料番号18、補正予算説明書の歳出、11、12ページをお開きください。

第7款商工費第1項商工費第2目商工振興費の右側の事業内訳記載の割増商品券事業に1億550万4,000円を計上しております。

事業費の内訳につきましては、第10節需用費に70万4,000円、第11節役務費に300万円、第12節委託料に1億180万円を計上しております。

続いて、歳入予算について、ご説明いたします。

同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金として、右側の説明欄記載の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億2,218万5,000円のうち、割増商品券事業として1億550万4,000円を計上しております。

商工観光課からの説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○阿部（眞）委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 それでは、議案第57号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、土木課関連の事業につきまして、ご説明いたします。

資料番号18、19をご用意ください。

初めに、資料番号19、議案資料の46ページをお開き願います。

公園遊具修繕についてです。

まず、1の概要でございますが、本市の公園の遊具は、設置から数十年がたち老朽化が進んでいるほか、安全基準に適合しない遊具があり、安全確保のため、現在、使用禁止としており、市民の皆様にはご迷惑をおかけしているところでございます。このことから、一部の使用禁止となっている遊具について、修繕を行い、安全に利用していただけるよう公園の利用促進を図ろうとするものでございます。

2の公園遊具の設置状況につきましては、市内には、本市が管理する公園が135か所あります。そのうち遊具のある公園は90か所となっており、遊具が209基設置されております。その中で、現在使用禁止となっている遊具は57基となっております。

次に、3の事業内容でございます。現在、使用禁止としております57基のうち、20基の遊具について修繕を図る予定としております。

なお、修繕する遊具の選定につきましては、児童が多く利用する公園を選定し、修繕を進めてまいりたいと思っております。

4の事業費及び財源の内訳につきましては、事業費として600万円で、その財源内訳は全て一般財源としております。

5の今後の予定でございますが、予算をお認めいただきましたら、契約手続を進め、令和5年3月の工事完了を予定しております。

次に、事業の予算について、ご説明いたします。

資料番号18、一般会計補正予算説明書の13、14ページをお開き願います。

歳出予算をご説明いたします。

第8款土木費第5項都市計画費第3目公園費で、第10節需用費に600万円を計上しております。

土木課からは以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○阿部（眞）委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。

なお、発言の際は、委員会室での開催と同様に着座のままで構いませんので、ご案内申し上げます。浅野委員。

○浅野委員 おはようございます。私から何点かお聞きいたします。

まず初めに、資料番号19の46ページ、ただいまご説明いただきました公園遊具修繕について、

お尋ねいたします。

今回、ようやくといたしますか、多くの皆さんのお声がありまして、公園の遊具が使えないというお声は多数聞いてるところであります。今回600万円の予算を計上していただきまして、選定して、使えなくなっている遊具の57基のうち、まず20基から行うということで、大変喜ばしいことなのですが、具体的な修繕はこれからだとは思いますが、先ほどの説明にもありますように、児童が多く利用する公園を選定しとありますけれども、その選定においては、10月に契約手続をする予定から見て、どの段階で選定しているのか。もう既にそういった選定行為は行っているのか。また、その選定するに当たって、どういったことを基準に、また、子供たちが多く利用していると言いますが、結局、この遊具が長年使用されていない状況の中で、どういったところを基準に選定するのか、その辺からまずお聞きしたいと思っております。

○阿部（眞）委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 まず、修繕の20基、それと、どこの公園からかということでございます。

使用禁止にしている遊具57基を全て単年度で実施することは難しいということもありまして、今回一定の優先順位をつける必要があるということで、行政区の年齢別人口の数値を参考に、15歳以下の人口が多い地区を抽出し、その行政区域内にある公園の修繕を行っていきたくと思っております。

その上位ですけれども、新富町、後楽町、大日向、字庚塚、上位こういう区分けになっております。そのうち公園は、今の行政区にある公園といたしますと、中の島公園、後楽児童遊園地、後楽の第二公園といった公園がございますので、まずは、行政区域の中にある15歳以下の数値が多いところの公園を中心に修繕していきたくと思っております。よろしくお願いたします。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

やはり15歳以下の多くのそういった児童、特に、未就学の子供たちが遊ぶ場所がないという声がよく聞かれますので、ぜひそういったところを中心に、丁寧に選定していただきたいと思っております。

また、この撤去も、どうしても長く、さびついてしまって、子供たちが危険だというのは、

早めに撤去していただきたいと思いますが、今回は修繕のみなのか、また、撤去も併せて行うのか、その辺はいかがなのでしょう。

○阿部（眞）委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 基本的には修繕を前提としておりますが、今回選定に当たりまして、もう一度改めまして現場の状況を確認しながら、撤去なのか、修繕なのかというのも含めまして、もう一度調査し、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

ぜひその辺の、本当に子供たちが、せっかく遊具があっても、ロープが張られてしまって、近づくことができないという悲しい思いをしているお子さんがたくさんいらっしゃいますので、その辺はぜひ、まずは安全第一でお願いしたいと思っております。

また、今回、単年度においては、どうしても全てを行うということは不可能だと思いますけれども、塩竈市全体、今、伊保石の公園に関しても大きく踏み出しているところがあると思っておりますが、塩竈市全体の公園に対するランドデザインということ念頭に置かれて、対応を今後考えていくのか。今回は修繕のみの予算ですけれども、それを踏まえ、それは言わば大事な第一歩だと思うんですね。一つ一つ場当たりの修繕というよりも、この際、伊保石公園も含めての全体的な塩竈市の人口に対する対応、それから、遊具は、必ずしも幼児だけが使うものではなくて、今高齢化が進んでおりますので、高齢者の方が、健康公園というのがあちこちにできていると思うのです。そういった意味で、あらゆる世代の方が憩いの場とできるようなそういった公園のランドデザインについて、今回これをきっかけにどのような考えをお持ちなのか、その辺をお聞きしたいと思っております。

○阿部（眞）委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 まずは伊保石公園につきましては、昨年度より基本構想ということで、未来に向かひまして全体的な構想も今年度、基本計画として策定しながら、市制90年、100周年に向けて再整備を図っていくというところを目指して、去年より進めているところでございます。

また、市内にある公園につきましては、今回こういうことで修繕をしながら進めてまいりたいというところで、今年度には、市内にあります公園の長寿命化計画ということで、これと

は別に再度市内にあります公園の調査等を行うというところを考えております。

さらに、今回のこの公園の修繕ですけれども、修繕につきましては、町内会の方々の意見も聞きながらやっていきたいと思っておりますので、どこまでできるかというものはございますけれども、可能な限り町内会のご意向とかをお聞きしながら、こういった公園がいいかというのも含めまして、今後の公園の整備につなげていければと考えております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

とにかく、まちの全体の憩いの場所というか、まち全体のステータスというか、価値を上げるのにも、公園というのは大変大きな役目を持っていると思います。この塩竈市に訪れた方々が、やはり公園の中に雑草があったり、ごみが落ちていたり、樹木が剪定されていなかったりということに、まち全体の価値を下げちゃうおそれもありますので、ぜひ、そういった部分においては、公園一つを取りましても、そこに住んでいる方々の心の表れが出てくると思います。ぜひ、今回遊具についての修繕であります、今現在使われている公園も、雑草とか樹木とかの剪定も併せて気を配って、目を配っていただければと思っておりますので、その点よろしく願いいたします。

次に、前のページの割増商品券、45ページについてお聞きいたします。

今回、うれしくも、今現在、第4弾行われておまして、市民の方には好評だと思っております、いよいよ年末にかけて第5弾を打ち出すという塩竈市の10割増商品券は、大変評判がいいと思いますけれども、これまでの市民の声、それから、登録店の各お店の声、また、これまで、この点はちょっとまずかったとか、ここを直したほうがいいかなというようなことがありましたら、ぜひ、第5弾目に生かしていただくためにも、いろいろその辺のことをお聞かせいただきたいと思っております。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 割増商品券事業につきまして、市民の声、それから、登録事業者の声ということでのご質疑でございます。

毎回、市民の利用者アンケートを取っております、そちらの状況を把握いたしております。利用者アンケートの結果では、まず、販売方法につきまして、塩竈市の場合、事前申込み制によりまして指定の販売所で買っていただくという部分につきましては、80%の方が大変良

かったということで、具体的には、並ばなくて済んだというところがお声としていただいておりますので、こちらの点は続けてまいりたいと思っております。また、事業者の方の声につきましても、塩竈市の場合、短期で使っていただけるという部分が、事業者としては大変、あまり期間長くないほうが短期的な消費につながるということで喜んでいただいております。

改善点としましては、全世帯に行き渡るように1冊にしたところでございますけれども、引き続きこちらのほうも、今回特に苦情等はなかったのですが、続けていきたいということと、あと、第4弾ではクーポンを事業者支援ということで実施してまいりましたけれども、いろいろな業種全てが苦しんでいるという状況の中で、第5弾では、特定の業種というよりも、全ての業種を対象にして、2回目を実施するというところに重きを置いて実施してまいりますので、特別クーポンというのはついていない状況になります。

以上です。

○阿部（眞）委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

これまでも何度も割増商品券を発行している経験が、だんだん経験値が高まってきますので、その都度、市民の方々、また、各商店の方々が、より使いやすい、また、それが市の活性化に結びつく、そういったような商品券になって、塩竈市が、活力が少しでも得られるような対応ができれば、なおよろしいかなと思っております。ぜひ、皆さんの細かい声も聞いて、見逃さないで、ぜひ、この商品券、また第6弾、第7弾と続いていくように、市長にもさらなる努力をお願いしたいと思っておりますので、私の質疑は、これにて終わります。

ありがとうございました。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 まず、先ほど浅野委員が話した公園についてです。

浅野委員が提案するように、公園ということも、ランドデザインを今こそきちんと明確にすべきではないかという提案、私もそう思います。遊具が危険なものがずっと放置されてきたと。公園は自然を楽しむところだからそのままいいと。だけど、危険な状態をそのままにすることは自然ではないと。私は、これは口酸っぱく言ったんですけれども、ようやく姿勢が変わって、順次計画されてきております。

ここで、今、全国的に公園を見た場合に、ただ子供、あるいは、お年寄りが、あるいは、近所の方々が、そこに集い、遊ぶ、交流するというのではなくて、一定の活動的な目標、アク

ションを求めているのが、その公園というスペース。例えば、そこでキャンプなり、あるいは、バーベキューなり、あるいは、最近ではお一人様用キャンプとか、あるいは、ドライビングキッチンとかドライブキャンプとかいう多種多様な公園の使われ方がされているんですよ。経済産業省の事業の中で地域未来投資促進法に基づく事業があつて、いわゆる仙台農食、農業の農と食、農食チャレンジ事業、これは荒浜に現在建設されていまして、そこを通るたびにみるのだけれども、多くの方々がいらっしゃる。やっぱりそういったような一定の目的、ただそこで一定の時間を過ごすのではなくて、やはりそこで何かいろんな活動的な行動を起こす、楽しむ、一つの生活の、外部的なその生活の延長というか、やっぱりコロナ禍の中で新たな公園というものを、そろそろ発想されて、チャレンジしてはいかがかと思うのですけれども、担当課長、いかがですか。

○阿部（眞）委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 公園の役割ということですが、これまでは、ただ子供たちが集まってということですが、今般、レクリエーションですとかコミュニケーションの場でもありますし、また、大きな地震が起きた場合の避難所とか、そういった市民の生活にかけがえのない重要な施設に移りつつあるのではとも捉えておりますので、そういった部分、現状のその利用状況ですとか、今後の世情の流れといたしますか、そういったものも踏まえながら、今後の公園の整備等に検討できればと思います。ご意見ありがとうございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 整備というよりも、新たな公園づくりにチャレンジしていただきたいということを申し上げておきます。

次に、浅野委員の質疑の後を追いかけますけれども、資料No.19、同45ページ、割増商品券事業第5弾についてですけれども、先週土曜日、仙台新港に用事があつて、10時半頃、うちを出て、車で多賀城に差しかかったら渋滞していました。事故にしてはちょっとおかしいなど。自然渋滞でもないなど。分からないままで、しょうがないから45号線に抜けてしまつて行ったのですけれども、その原因は、翌日の新聞、それから、インターネットのニュースで分かりました。それだけやはり市民は関心があるんですよ。これは多賀城市民だけではない。塩竈市民も同じように関心がある。行くたびに、次やるんですか、やるんですか、今度、第5弾出ますよ、ああ、いいねと。そういうことで、やっぱりこれからは、先ほど浅野委員おっしゃったように、第6弾、第7弾も発行されるのを期待はしています。私も期待しています。

ただ、問題は財源であります。国の緊急経済対策事業にも限りがあるって、そろそろこの辺もいずれは終息になるだろうと。そうした場合に、市としての地域通貨、当該市町村の中だけで通用する通貨、地域通貨。それを、例えば、少子高齢化を対象にされた通貨、あるいは福祉関係という形で限定してやられる考えはないか。ぜひ私はそういったことで消費マインド、それから、商業者の商業振興というものに少しでも助けとなれば、確かに限られた予算の中では大変でしょうけれども、塩竈に行けばこういったような通貨、メリットがあるんだということが期待できると思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 地域通貨についてのご質疑でございます。

以前、民間事業者主体ではございましたが、竈コインといった取組もございました。そちらのほうは、実証事業ということで短期的に終了した経験もございまして、課題なども見えております。そのような取組につきましては、地域の商業関係の団体の皆様のご意見ですとか、住民からの機運の高まりということもあると思いますので、時期を捉えて議論をしてみたいと思います。

以上です。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 全国の自治体でも地域通貨をやっている自治体もございまして、また、うまくいっているところもあれば、また若干問題があるとか、いろいろであります。ただ、これ自治体だけではなくて、商業界、あるいは、商工会議所等とも連携し合いながら、どこが事業主体になるのかということでもありますので、あまり自治体が先行していても、これは結局問題があるということですので、ぜひ、地元の商業界、あるいは、商工会議所と連携しながら。この割増商品券についての商工会議所との連携というか、それはどのような形で具体化されていますか。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 割増商品券事業につきましては、第4弾のほうでは、商工会議所が補助事業者という形で、いろいろ細部調整しながら一緒にやっております。

第5弾につきましては、やはり商工会議所の意向という部分でしたり立場というもので、会員のみにしたいという意向ありましたので、なかなか調整つかなかった部分ということで、今後も協力体制は取りつつ、委託という形で、ほかの事業者も参画可能な形を今回は取らせ

ていただければと考えております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 商工会議所に参加されていない商店の方も、個人商店の方もいらっしゃるということございますので、その辺の消費者の拡大というようなことからすれば、やっぱりその行政、そして商工会議所が連携しながら、その啓蒙に努め、また、実施されていかなければならないというふうに考えています。

いずれにしましても、これは、市民が期待し、また、すごく歓迎している政策でもありますので、今後とも続けていかれることは当然ですけれども、また新たな形でのこの事業というものも、ぜひ、国の予算が終わったから終わりですではなくて、何か形を変えた形での、市民が喜ぶ、消費マインドを誘発するような施策をぜひお願いしたいと思います。

最後に、同じ資料No.19の41ページ、海岸通1番地団地の災害復旧についてであります。

負担額としてそれぞれ記載されておりますが、問題は、まず、被害総額は幾らだったのですか。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 今回の修繕箇所の被害総額は、約300万円となっております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 この復旧主体はどこですか。復旧するための事業主体は。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 海岸通1番地団地管理組合でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 この資料によりますと、市の所有物としての被害総額、面積比ですけれども、46.7%ということですが、これで間違いなくて、その負担額でよろしいのですね。面積比の負担額でよろしいのですね。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 ご指摘のとおり、面積比の負担、面積割合となっております。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 私、毎日通るたびに見るのですが、例えば、前の歩道とかというのもブロックが

破損していたりしてるんですけど、ああいったものは共用部分、共用部分の負担というのはないのですか。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 今回まさに敷地部分における共用部分の修繕ということで、マンション及び業務棟、駐車場等の全体における専有割合で負担、それぞれに案分して行う修繕工事となります。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 ご存じかと思いますが、市の所有物、行政財産、そして、普通財産には、いわゆる市有物件保険、災害共済会に入っているんですけど、これは、こころんとか、あるいは、塩竈中央公共駐車場というのは、保険は入っていないのですか。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 市有物件につきましては、建物についての共済になりまして、敷地部分につきましては、対象外となっております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 だから、地震保険、加入しているということで、これは保険おりるという理解でいいのですか。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 今回、敷地部分につきましては、地震保険の対象外となりますので、今回、補正予算により対応させていただこうとするものでございます。

○阿部（眞）委員長 山本委員。

○山本委員 いずれにしても、市の中心部に位置するところでございますので、多くの方々が訪れるところでもありますので、一日も早い復旧をお願いしたいということを希望して終わります。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 資料No.19の、まず、14ページから確認させていただきたいと思います。

ここに塩竈市の条例の一部改正で、その例の追加する手数料ということで、3の②のところに、こういうような形で維持保全計画の認定を申請する場合、それだけでいいよということ、手数料額が変わりますと、確認書がある場合1万6,200円、確認書がない場合6万1,000

円ということのようですが、これはこういった条例の制度を生かしての今回ですが、10月1日からの施行ということで、かなり事は急ぐかなと思うのです。やはり、周知等の進め方について、どのような準備をされているのか、その辺、確認させていただきたいと思います。

○阿部（眞）委員長 鈴木まちづくり・建築課長。

○鈴木産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 お答えさせていただきます。

法改正まで時間がないということに関するご心配と受け止めさせていただきました。

今回の改定によりまして、維持保全計画というものをつくれれば、要は、中古の住宅につきましても流通環境が促進されるというものでございますけれども、宅地建物取引に係ります業界に対する説明会等を、法改正に当たりまして国で何度も開催しているという経過がございますので、実際につくられる業者は、一定理解されていると考えておるところでございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 はい、分かりました。

市民の周知ということで、そういう角度でお尋ねしたのですが、国が、それなりの業界の方々への周知というのはやったのだらうと思うのですが、市民的に、条例改正ですので、そこら辺の市民の周知等々についての手はずはどうか、ここら辺を聞いたかった。

○阿部（眞）委員長 鈴木まちづくり・建築課長。

○鈴木産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 お答えさせていただきます。

市民に対する周知といたしましては、ホームページを使って周知を図ってまいりたいと考えてございます。

繰り返しになりますが、個々人でつくれるものではございませんで、維持管理計画自体が、一定ハウスメーカーでありますとかその建築系の業者の協力がなかつくれないものでございますので、まずは市民の皆さんにこういう制度がありますよというところにつきましては、ホームページで周知したいと考えてございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

例えば、市の広報で、その後でも、やっぱり周知については、ぜひやっていただいて、ホームページはホームページで立ち上げていけば見られますが、その後の広報等、市の広報もひ

とつ使っていただいて、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、20ページのところで、優良住宅の一部改正ということで、ここでいうと、新たに同居親族の入居資格、あるいは、そのほか最近でいうと里親制度、こういうものも条件の中に入れていいんですよと捉えたのですが、それはそれで私はいいと思うのね。

問題は、例えば、サンコーポラス新清水沢住宅なんかを見ると、結構空き部屋が、90戸のうち随分十何戸ぐらい空いていて、何でこんなに空いてるのかなと。立地としては、私はいいと思うんですよ。立地としてはいいと思うんだけど、なぜこんなに空くのかなと、理由をちょっとお聞かせ願いたいのと、そういったその新たな条例の制定に基づくもので、やっぱりそれなりに入居してよかったなというふうに思われるようなものになればいいなと思うのですが、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○阿部（眞）委員長 鈴木まちづくり・建築課長。

○鈴木産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 サンコーポラス新清水沢住宅に関するご質疑でございました。

7月末時点の状況といたしまして、管理戸数80戸でございますけれども、46世帯の方が入居されているという状況でございます。募集のほうは毎回してございますけれども、やはり、どちらかという新しい住宅を志向されるという状況の中で、今、空き住戸が生じているのかなと感じているところではございます。

若干それですけれども、本年度末をもちまして、現在進めております宮城県住宅供給公社との管理の業務委託が、5年目満了ということになりますので、その総括をしながら、今後の対応につきましては検討させていただきながら、できることから実行していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 はい、分かりました。新しい住宅を求めるという気持ちは分かりますけれども、いろいろ、中学生までのたしか特典みたいなものあるんだよね。ちょっとご説明願いながら、そういうものももう少しアピールしたらどうかなと思うのだけれど、いかがでしょう。

○阿部（眞）委員長 鈴木まちづくり・建築課長。

○鈴木産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 お答えさせていただきます。

小学生のお子さんがあるときに、家賃が若干減免といいますか、軽減されるという住宅の家

賃の内容となっておるところでございます。

ご指摘いただきました周知につきましても、先ほど申し上げましたとおり、総括をさせていただきながら、今後の進め方の参考とさせていただきたいと考えてございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 はい、分かりました。整理していただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、先ほどから各委員から質疑があつた45ページのところの割増商品券について、確認をさせていただきます。

今回、その割増商品券について、委託という方法を用いたと。前回、第4弾のときは、商工会議所が、たしかそういった取扱いにしたのではないかなと私的には思つてゐるのですが、今回、委託という形態を取る理由について、お尋ねしたいと思ひます。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 今回委託となつた理由につきまして、ご説明いたします。

市としては、割増商品券事業により、消費喚起を図り、市内商業者全体を支援したいと考えておるところでございます。

第4弾では、補助事業者である商工会議所が、特定の団体に所属する自らの組合員向けに事業を実施したいという強い意向がございました。そのあたり、補助事業という形を取る以上、補助事業者の主体性という部分も尊重しなければならないといった関係性もありまして、何度か実施をこれまでしてきたものの、やはり補助事業という形が、だんだん無理がきたという部分もございまして、市の意向を反映すべく委託という形を今回取らせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、市の意向というのは、つまり、今の答弁から考えていくと、市内にある事業者全てを、誰でもこの割増商品券にうちは参加しますよということでの開き方と捉えていいのかどうか、その辺、確認させていただきます。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 市としては、業種ですとか特定の会員に関係なく、全ての業種の方が参加できるよう、一定の申込み手続を経れば参加できるような形とさせていただきた

いと考えております。

以上です。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 はい、分かりました。

私も改めてこのペーパー見たら、随分加盟店があって、すばらしい取組だなと一つ思っているのと、あともう一つは、これはクーポンのスタイルも取っていると。

もう一つは、アンケートを今回、それぞれ買っていただいた方にアンケートを、第4弾として、いろいろ聞きながら生かしていくとなっているようです。10月末までの回答ですので、整理の期間はあるかなと思うのですが、そうすると、こういうアンケートを今後生かす上で、それは次の第5弾のその商品券に生かす方向で、こういった内容について反映させていくのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 やはりアンケートにつきましては、貴重な利用者の方々の声と捉えておりますので、第5弾にも、必要に応じ考えさせていただきまして、反映していきたいと考えております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。ご苦労さんですけど、ひとつこのアンケートについては、ぜひ整理していただいて、あと、協議会がいずれ開かれると思うのです。11月の。そのときに、アンケート結果はこうでしたと。利用者数は大体整理つくと思うけれども、やっぱりアンケートも、こういう方向で市民の皆さんの意向がこうなっていますよというのは、ぜひ協議会等で報告していただければ、いろんな意味でそういう様々情報が議論されますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つは、これは、例えば、今まで商品券一つ1,000円ですよ。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 券面としては、1枚1,000円、掛ける、10枚という形になります。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 はい、分かりました。

ある方から、こういう話があったのです。タクシーを利用するとき、例えば、どこからどこまで乗って行って、結局1,000円の商品券で、お釣りが来ないというか、丸々商品券使ってしまうような形になるので、利用の形態はいろいろあると思うのですが、例えば、500円の券だったら、不足分をお金で出すということが出来るのだけれども、それは可能ですかという声も出されたのね。私、全て取扱店でそれやっていいとは思いませんけれども、利用の形態によっては、やはり500円のほうが、むしろ使いやすいというか、やっぱり500円出して、残りの端数については自分のお金で買うということもあり得ることですよ。その辺の工夫等について、少し生かしたらいいのではないかなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○阿部（眞）委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 委員ご指摘のとおり、以前は500円券が20枚という形を取らせていただいたこともございました。このあたりにつきましては、アンケート結果等、事業者、また、利用者双方のご意見などを確認させていただきまして進めたいと考えております。

ただ、500円ですと20枚になってきまして、コスト的な部分等もございますので、様々勘案しながら総合的に考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 いろいろ手間暇かかるし、コスト的な問題もあるかもしれませんが、ぜひ、そういう声もあるということは、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、公園の遊具等について、再確認だけさせていただきます。

先ほど課長のほうから答弁があつて、中の島公園、後楽児童遊園地、後楽第二公園とこういうふうな形で具体的な公園名が出ましたけれども、一つはそういう点、そのところは重点的に20基の修繕に当たると捉えていいのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○阿部（眞）委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 20基ということで、資料には予定と書かせていただいております。というのは、資料でいきますと、20基600万円、1基当たり30万円です。今計算しております、こちらの使用禁止遊具で一番多いのが滑り台でございます、その修繕費として今30万円を想定しております。それぞれ、ただ、公園の遊具の種類ですとか、あと、老朽化の程度も違いますので、再度現場の確認をして、修繕方法を見ながら、予算内で修繕するという事で、基数に増減が生ずるということもございまして、まずは20基目標で修繕したいと考えて

ございます。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、先ほど言った中の島とか後楽の2つのやつは、具体的な名前が出たので、そこら辺の受け止め方、どういうふうになるのかなど。

○阿部（眞）委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 公園の決め方ですけれども、さっき申し上げましたように、15歳以下の人口が多い地区を中心としております。その中にある公園ということで、一応リストアップしている中で、先ほど、上から中の島公園、後楽児童遊園地ということでお話しさせていただきました。なので、そういった順番で、まずは20基予定としておるような状況でございます。

以上です。

○阿部（眞）委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 はい、分かりました。

浅野委員もおっしゃったように、やっぱり公園というのは、子供さんの大事な大事な遊び場ですので、ぜひその辺のところを進めていただければ幸いかなと思います。

これを見ると、契約手続が10月で、修繕が11月に着手するということですのでけれども、相前後して、関係する町内会なり自治会なりの関係で、言わば事前説明というか、そこら辺の手はずなどはどのような形をたどっていくのか教えてください。

○阿部（眞）委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 やはり、その町内会にある公園ということもありますので、町内会長さんとかにはご説明しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○阿部（眞）委員長 ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時00分 再開

○阿部（眞）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第53号ないし第55号及び第57号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○阿部（眞）委員長 挙手全員であります。よって、議案第53号ないし第55号及び第57号については、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時01分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

産業建設常任委員会 委員長 阿 部 眞 喜